

麻薬等の取扱い上の留意点 について

はじめに

麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料は、がん疼痛をはじめとする様々な疾病の治療に欠かすことのできない医薬品です。一方で、その乱用防止や適正な流通を確保するため、関係法令により取扱い方法が定められています。

麻薬小売業者においては、患者へ安全かつ適正に医薬品を提供するとともに、麻薬の譲受け、保管、調剤、帳簿管理、廃棄等を適切に行うことが求められます。本研修会では、麻薬小売業者の皆様特に留意していただきたい事項について、事例を交えながら説明します。日々の業務を振り返る機会としていただき、適正な管理体制の維持に役立てていただければ幸いです。

また、新潟県では「麻薬・向精神薬・覚醒剤原料取扱いの手引き（薬局版）」を作成していますので、適宜確認しながら適正な取扱いに努めていただくようお願いします。

○麻薬・向精神薬・覚醒剤原料取扱いの手引き（新潟県作成）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/1356806757242.html>

目次

- | | | | |
|---|-------|---|-------------|
| 1 | 事故 | 6 | 麻薬処方箋 |
| 2 | 廃棄 | 7 | 麻薬帳簿 |
| 3 | 免許 | 8 | 麻薬小売業者等届 |
| 4 | 譲渡・譲受 | 9 | 麻薬小売業者間譲渡許可 |
| 5 | 保管 | | |

 1 事故

手引きのページ

麻薬 A-21

向精神薬 B-7

覚醒剤原料 C-10

概要（麻薬・覚醒剤原料）

事故の届出

麻薬小売業者は、所有し、又は管理している麻薬が、滅失、盗取、破損、流失、所在不明その他の事故が生じたときは、その麻薬の品名及び数量その他の事故の状況を明らかにするため必要な事項を麻薬事故届により、速やかに県知事に届け出なければなりません。

留意事項

- (1) 麻薬を盗取された場合には、速やかに警察署にも連絡してください。
- (2) 事故届を提出した場合には、麻薬帳簿の備考欄にその旨記載し、事故届の写しを保管しておいてください。

※覚醒剤原料も麻薬と同様の取扱いです。

概要（向精神薬）

事故の届出

次の数量以上の滅失、破損、盗取、所在不明、その他の事故が生じたときは、向精神薬事故届により、速やかに県知事あて届け出なければなりません。 **なお、盗取、強奪、脅取又は詐欺の場合には、数量の多少にかかわらず届け出てください。**

末、散剤、顆粒剤	100グラム(包)
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル(バイアル)
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

よくある質問「事故編」①

Q1.有効期限切れ及び不良品の麻薬を交付してしまった場合、どのように対応したらよいですか。 (応答集Q198)

A1.有効期限切れや不良品の麻薬を交付した場合、すみやかに回収し、回収できた麻薬については麻薬廃棄届を、また回収できなかった麻薬については麻薬事故届を提出してください。新たな麻薬処方せんにより調剤し交付してください。

Q2. 麻薬小売業者が、患者に対し麻薬処方せんとは異なる麻薬を誤って交付し、患者がその麻薬の一部を服用後、このことが判明した場合、麻薬小売業者は麻薬及び向精神薬取締法上どのような手続きを行えばよいですか。 (応答集Q158)

A2.当該麻薬は、処方せんに基づかず処方されたものであることから、この場合においては麻薬事故届を提出し、回収した麻薬については、麻薬廃棄届による廃棄手続きを行ってください。

Q3. 麻向法第35条第1項の規定は麻薬の事故のみと解しますが、麻向法に規定する麻薬帳簿、麻薬処方せん、譲渡証、譲受証の紛失等事故についても届け出る必要がありますか。 (応答集Q200)

A3.このような事故の届け出は法定の届出義務ではありませんが、状況を把握するために、管轄の保健所に情報提供してください。

麻薬等関係質疑応答集（H21,3厚労省作成）より

よくある質問「事故編」②

Q4. 麻向法第4 1条第1項によれば、向精神薬の錠剤等で1 2 0錠以上の盗取が生じたときは届け出ることとされていますが、盗取された量が1 2 0錠に満たない場合は事故届出は提出する必要はありませんか。 （応答集Q339）

A4. 麻向法規則第4 1条第1項の規定は、盗取、所在不明等が発見されたときに、その数量が同項に掲げる表に規定する数量以上である場合及びそのことが推定される場合に届け出ることとしています。盗難、強奪、脅取及び詐欺であることが明らかな場合には、規定する数量以下であっても届け出てください。

Q5. 偽造向精神薬処方せんに基づき向精神薬を交付してしまった場合については、事故届の対象となりますか。 （応答集Q338）

A5. 向精神薬事故届の対象となります。平成2年8月22日付薬発第8 5 2号薬務局長通知「麻薬取締法等の一部を改正する法律の施行について」により、盗難、強奪、脅取及び詐欺であることが明らかな場合には、麻向法施行規則第4 1条第1項に規定する数量以下であっても届け出てください。周辺の薬局で同様の事案が発生する恐れもあり、速やかな提出に御協力をお願いします。

事故事例①

事例（薬局・適応外後発品の交付）

概要	オキシコンチンTR錠5mg（慢性疼痛）の処方に対し、患者の同意を得て後発品であるオキシコドン徐放錠5mgNX「第一三共」を交付した。その後、当該後発品には慢性疼痛の適応がないことが判明した。
原因	調剤及び監査を担当した薬剤師が、先発品と後発品で適応が異なることを認識していなかった。また、適応を確認する仕組みも十分ではなかった。

適応が異なる代表例

先発品	後発品	慢性疼痛
フェントステープ	フェンタニルクエン酸塩1日用テープ	×
オキシコンチンTR錠	オキシコドン徐放錠NX	×

事故事例②

事例（薬局・覚醒剤原料の所在不明）

概要	エフピー0D錠2.5を含む一包化調剤を行っていたところ、分包機のエラーにより機器が停止した。機内の確認及び回収を行ったが、使用したエフピー14錠のうち1錠が発見できなかった。
原因	分包シートがベルトコンベアー上に適切に設置されておらず、分包シートの絡まりにより機器が停止したことが原因と考えられた。

覚醒剤原料や麻薬が所在不明となった場合は、原因が機械トラブルと考えられる場合であっても、速やかに事故届を提出してください。

事故事例③

事例（薬局・覚醒剤原料の所在不明）

概要	立入検査において、覚醒剤原料であるエフピー0D錠2.5の帳簿を確認したところ、最終記載が平成30年で止まっていた。その後、譲受証や調剤実績を基に受払状況を再確認した結果、理論在庫184錠に対し実在庫182錠であり、2錠が所在不明であることが判明した。
原因	調剤時の過量交付、一包化調剤時の追加払出しの未記録、一部先行交付時の重複交付などの可能性が考えられたが、発生から長期間経過しており特定できず。

不動在庫となっている品目も実在庫確認を定期的に行うようにしてください。また、帳簿への記載は速やかに行ってください。

 2 廃棄

手引きのページ

麻薬 A-12～13

向精神薬 B-7

覚醒剤原料 C-9～10

概要（麻薬）

1 不要麻薬の廃棄

麻薬小売業者は、**陳旧、変質、汚染、調剤ミス、業務廃止等**により不要となった麻薬を廃棄しようとする場合は、**あらかじめ麻薬廃棄届**により届け出て、**保健所職員等の立会いのもとに廃棄**しなければなりません。

2 調剤済麻薬の廃棄

麻薬処方箋により調剤された麻薬が不要等になった場合には、管理薬剤師が、薬局の他の職員の立会いのもとに廃棄してください。廃棄は、焼却、放流等、麻薬の回収が困難な方法によってください。調剤済みの麻薬を廃棄した場合には、麻薬小売業者は、**廃棄後30日以内に調剤済麻薬廃棄届**を都道府県知事へ提出しなければなりません。なお、30日以内であればその間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出して差し支えありません。

3 施用に伴う残の廃棄

次の麻薬は、管理薬剤師が、薬局の他の薬剤師又は職員の立会いのもとに廃棄してください。なお、廃棄に係る届出は必要ありません。

ア 処方箋により麻薬注射剤を調製した際に生じたアンプル内の残液

イ 連続注入器等に入れた注射剤を、在宅医療を行う患者等に交付した後の使用残液又は未使用で不要となり薬局に返却された麻薬

4 事故に伴う回収麻薬の廃棄

次の麻薬は、管理薬剤師が、薬局の他の薬剤師又は職員の立会いの下に廃棄してください。なお、麻薬事故届に事故の経緯を詳細に記入することで、廃棄に係る届出は必要ありません。

○ 注射剤の落下破損等により一部でも飛散、滅失等により回収できない麻薬が発生したときに、回収できた麻薬又は容器内等に残った麻薬

なお、廃棄の事務区分については、麻薬廃棄等区分フロー（A-26,27頁）を参考にしてください。

概要（向精神薬）

向精神薬を廃棄するときは、焼却、放流など回収が困難な方法によらなければなりません。

なお、県知事への届出は必要ありません。

概要（覚醒剤原料）

1 廃棄の手続き

医薬品である覚醒剤原料を廃棄するには、次に掲げる種類に応じて、それぞれ所定の手続きが必要となります。

ア 不要となった調剤前の覚醒剤原料の廃棄

陳旧、変質、汚染、調剤ミス等により不要となった医薬品である覚醒剤原料を廃棄しようとするときは、あらかじめ、覚醒剤原料廃棄届出書により県知事に届け出て、保健所職員等の立会いの下に廃棄しなければなりません。

イ 患者等から返却を受けた医薬品である覚醒剤原料の廃棄

次の場合、薬局開設者は、覚醒剤原料を譲受けた後速やかに**交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書**を提出するとともに、他の職員の立会いの下に廃棄してください。また、廃棄後30日以内に**交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書**により届け出てください。

(ア) 処方変更等により、患者から不要となった覚醒剤原料を譲り受けた場合。

(イ) 患者の死亡により相続人等から覚醒剤原料を譲り受けた場合。

2 廃棄方法

- (1) 廃棄は、焼却、放流等、医薬品である覚醒剤原料の回収が困難な方法によって行ってください。
- (2) 廃棄後は、帳簿に廃棄した旨を記載しなければなりません。また、廃棄用の帳簿（補助簿）を作成して記録しても差し支えありません。

よくある質問「廃棄編」

Q1.予製剤であるコデインリン酸塩10%散を調剤の際、誤って床に落とし、一部を飛散させてしまいました。どのような手続きが必要ですか。 (応答集Q136)

A1.飛散し汚染されたものを回収したうえ、数量を確認し、回収した麻薬については麻薬廃棄届を提出してください。回収できなかった麻薬については、麻薬事故届を提出してください。

Q2.在宅医療のために交付された麻薬注射薬（未使用も含む。）を患者等から麻薬小売業者に返却された場合、連続注入器内の麻薬注射薬の残液の廃棄方法はどのようにすればよいですか。 (応答集Q142)

A2.返却された麻薬注射薬（未使用も含む）は、すべて施用残として取り扱います。患者等から返却を受けた麻薬注射薬を廃棄する場合、麻薬小売業者の責任者が、麻薬小売業者の他の職員1名以上の立会いの下に麻薬を回収することが困難な方法で適切に廃棄してください。

Q3.患者が麻薬処方せんを提出した後、一旦、帰宅しました。その後、この患者が麻薬処方せんに基づき調剤した麻薬配合の薬剤を受け取りに来ません。当該麻薬の処理方法について教えてください。 (応答集Q144)

A3.他の職員の立会いの下で廃棄し、廃棄後30日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出してください。なお、管理面、衛生面で問題がなければ、再利用しても差し支えありません。

麻薬等関係質疑応答集（H21,3厚労省作成）より



3 免許

手引きのページ
麻薬 A-3～

概要

麻薬小売業者とは、都道府県知事の免許を受けて麻薬施用者が発行した麻薬処方箋により調剤した麻薬を譲り渡すことを業とする者をいいます。

麻薬小売業者は、医薬品医療機器等法の規定による薬局開設の許可を受けている者に限定されています。

申請書類、麻薬保管庫の基準等については手引きをご確認ください。

免許証原本は薬局内にて保管してください。なお、薬局開設許可証のような掲示義務はありません。

よくある質問「免許編」

Q1.麻薬小売業者の免許を有していた個人開設の薬局を法人開設に変更する場合、新たに麻薬小売業者の免許申請が必要ですか。また、この場合、現在所有している麻薬はどのように処理したらよいですか。 （応答集Q51）

A1.新たに麻薬小売業者の免許を取得する必要があります。また、旧個人開設の麻薬小売業者の免許については、廃止後15日以内に都道府県知事に「業務廃止届」「残余麻薬所有届」「覚醒剤原料所有数量報告書」の届出が必要です。保有する麻薬については、変更後50日以内に麻薬小売業者の免許を取得した新法人に譲り渡しその麻薬の譲渡しの日から15日以内に「麻薬譲渡届」を提出してください。

Q2.薬局の改築のために一時的に仮店舗で営業する場合（同一都道府県内の場合）には、薬事法では新規に薬局開設許可が必要とされていますが、新たに麻薬小売業者免許の取得は必要ですか。現在所有している麻薬はどのように取り扱えばよいですか。 （応答集Q52）

A2.麻薬小売業者の免許は、麻薬業務所（薬局）ごとに与えられるものであるため、たとえ同一の敷地内であっても新規の薬局開設許可が必要な場合には一旦業務廃止手続きを行ったうえで、新たに麻薬小売業者免許を取得する必要があります。その際、現在所有している麻薬を仮店舗で使用する場合には、業務廃止後50日以内に、現在の麻薬小売業者から新たな麻薬小売業者（仮店舗）に譲り渡す手続きをとる必要があります。

麻薬等関係質疑応答集（H21,3厚労省作成）より



4 譲渡・ 譲受

手引きのページ
麻薬 A-6～8
向精神薬 B-3～4
覚醒剤原料 C-3～5

概要（麻薬）

1 譲受け

麻薬小売業者の麻薬の譲受けは、同一県内の麻薬卸売業者からの譲受けの他、次の場合に限られます。

ア 麻薬処方箋により患者に交付された麻薬が不要となった場合に、患者本人又は家族等から麻薬を譲り受けるとき。

イ 免許が失効した場合等の措置の規定により、麻薬を譲り受けるとき。

ウ 麻薬小売業者間譲渡許可申請により都道府県知事の許可を受けた者から麻薬を譲り受けるとき。

エ 麻薬譲渡許可申請により厚生労働大臣の許可を受けた者から麻薬を譲り受けるとき。

薬局、病院・診療所等との麻薬の貸し借りは、不正譲渡・譲受になりますので、絶対にしてはいけません。同一開設者が開設する薬局間についても同様です。

2 譲渡し

麻薬小売業者の麻薬の譲渡しは、麻薬処方箋を所持する者への譲渡しの他、次の場合に限られます。

ア 免許が失効した場合等の措置の規定により、麻薬を譲り渡す場合

イ 麻薬小売業者間譲渡許可申請により都道府県知事の許可を受けて麻薬を譲り渡す場合

ウ 麻薬譲渡許可申請により厚生労働大臣の許可を受けて麻薬を譲り渡す場合

薬局、病院・診療所等との麻薬の貸し借りは、不正譲渡・譲受になりますので、絶対にしてはいけません。同一開設者が開設する薬局間についても同様です。

※向精神薬及び覚醒剤原料については、手引きをご確認ください。

譲受の際の注意事項（麻薬・覚醒剤原料）

- ・ 譲受証を作成する際は、記載事項に不備がないか確認しましょう。
- ・ 麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、麻薬譲受証と同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできません。
- ・ 譲受の際は次の事項を確認しましょう。
 - (1)麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。
 - (2)麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違していないか。
 - (3)麻薬の容器に証紙による封かんがなされているか。

※受取時の開封確認は必須ではありませんが、実際に使用する段階で破損等を発見した場合、麻薬小売業者が麻薬事故届を提出してください。



5 保管

手引きのページ

麻薬 A-11

向精神薬 B-4

覚醒剤原料 C-6～7

概要（麻薬）

1 麻薬の保管

- (1) 麻薬の保管は、かぎをかけた麻薬保管庫内で保管してください。出し入れのとき以外は必ず施錠し、かぎを保管庫につけたままにしないこと。
- (2) 麻薬保管庫内には、麻薬と覚醒剤と一緒に保管することができますが、その他の医薬品、現金及び書類等と一緒に入れることはできません。

2 麻薬の管理

- (1) 薬局の管理薬剤師は、麻薬管理に係る次の事項を行ってください。

ア 麻薬の受け入れ、払い出し

イ 保管（定期的な保管庫への巡回、在庫管理等）

ウ 保管庫の鍵の保管

エ 法定書類（麻薬譲渡証、麻薬譲受証、麻薬受払帳簿）の記載及び保管

オ 廃棄、事故等に関する届書の作成

- (2) 定期的に帳簿残高と在庫現品とを照合し、在庫の確認を行ってください。

概要（向精神薬）

(1) 譲り受けた向精神薬は、次により保管しなければなりません。

ア 薬局内で保管すること。

イ 保管は、向精神薬の業務に従事する者が実地に盗難の防止に必要な注意をしている場合以外は、かぎをかけた設備内で行うこと。

(2) ペンタゾシン製剤、トリアゾラム製剤、ジアゼパム、ブロチゾラム等乱用に供されるおそれのある向精神薬についてはロッカー、引き出し等において施錠して保管してください。

(3) 向精神薬を、麻薬の保管庫に保管してはいけません。

概要（覚醒剤原料）

1 保管場所

薬局開設者は、医薬品である覚醒剤原料を、その薬局において保管しなければなりません。

2 保管設備

医薬品である覚醒剤原料の保管は、かぎをかけた場所において行わなければなりません。かぎをかけた場所とは、施錠設備のある倉庫・薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備のことです。なお、ロッカー・金庫等を保管設備として使用する場合は、次の設備が望まれます。

【構造設備】

ア 保管庫は容易に破られない材質のものであり、かつ堅固なかぎがあること。

イ 保管庫が容易に持ち運びできる場合にあっては床等に固定すること。

ウ 保管庫は、できるだけ人目に付かない場所であって、施錠設備のある室内に設置すること。

エ 保管庫は、覚醒剤原料専用とすること。

よくある質問「保管編」

Q1.麻薬保管庫の鍵は、どこに保管すればよいですか。 (応答集Q179)

A1.第三者の出入りがなく、他の職員などが利用しない場所で、麻薬保管庫から離れた人目のつかないところに保管することが適当と思われます。また、麻薬保管庫は、出し入れのとき以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにし離れないよう注意してください。

Q2.覚醒剤原料の保管場所はどのような場所が適していますか。 (応答集Q425)

A2.薬局内のかぎのかかる場所に保管してください。ロッカー・金庫等を保管設備として使用する場合は、以下の点に留意してください。

- ①保管庫は容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な錠が付いていること
- ②保管庫が容易に持ち運びできる場合にあっては床にボルト等により固定すること
- ③覚醒剤原料専用の保管庫又は他のものと完全に分離する形態で保管することが望ましいこと
- ④保管庫は人目につかない場所であって、施錠設備のある室内に設置すること
- ⑤保管庫を設置する室に非常ベル等の防犯装置を設置することが望ましいこと



6 麻薬 処方箋

手引きのページ
麻薬 A-11～12

概要

1 麻薬処方箋の記載事項

ア 患者の氏名、年齢、住所

イ 麻薬の品名、分量、用法用量（投薬日数を含む）

ウ 麻薬処方箋の発行年月日及び使用期間（有効期間）

エ 麻薬施用者の記名押印又は署名、麻薬施用者免許番号

オ 麻薬施用者が処方を行った麻薬診療施設の名称、所在地

2 不備又は不審な麻薬処方箋の取扱い

麻薬処方箋に疑義がある場合には、その麻薬処方箋を交付した麻薬施用者等に疑義照会した後でなければ、調剤してはいけません。

麻薬を不正に入手（詐取）する目的で、不審な処方箋が薬局に持ち込まれることがありますので、書式等が不自然な処方箋がありましたら必ず処方医等を確認してください。偽造又は変造処方箋が発見された場合には、速やかに保健所、薬剤師会等に情報提供してください。

処方箋応需の際の留意事項

留意事項	偽造又は変造処方箋の例
外観	・ 処方医発行の処方箋とインクの色合いや紙質が異なる。 ・ 用紙の裏に印鑑のにじみが見られない。朱肉の色が異なる。 ・ 枠が傾いている。印刷の一部が不鮮明又は消えている。 ・ 用紙の端を不自然に切断した跡がある。四辺の歪みがある。
交付医療機関	・ 不自然に遠方の、なじみのない医療機関からの処方箋である。 ・ 架空の医療機関名、所在地が記載されている。
患者情報	・ 患者氏名、年齢等に疑問がある。 ・ 本人以外が処方箋を持参し、身分確認を嫌がる。 ・ 待ち時間に落ち着きがない、何度も薬局を出入りする。 ・ 事前に電話で医薬品の在庫状況を何度も確認している。 ・ 「マイナ保険証を忘れた」「処方された医薬品を紛失したため処方箋を再発行してもらった」等の理由により、自費診療による処方箋である。
処方欄記載内容	・ 規格や用法の記載がない。 ・ 規格、一日量、処方日数等の数字や処方箋交付日を改竄した形跡がある。 ・ 手書きの処方箋に筆跡を似せて処方を追加している。 ・ 訂正印のない訂正がある。



7 帳簿

手引きのページ

麻薬 A-13～21

向精神薬 B-5～6

覚醒剤原料 C-7～9

概要（麻薬）

1 帳簿の備え付け

麻薬小売業者は、麻薬業務所に帳簿を備え付け、麻薬の受払いについて記載しなければなりません。

2 帳簿の記載

(1) 麻薬受払帳簿には、次の事項を帳簿に記載しなければなりません。

ア 譲り受けた麻薬の品名、数量及びその年月日

イ 廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日

ウ 譲り渡した麻薬の品名、数量及びその年月日

エ 事故麻薬として届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日

なお、次の事項についても記載してください。

- 譲り受け又は譲り渡した者の氏名（麻薬卸売業者の名称、患者の氏名等）
- 譲り受けた麻薬の製品番号
- 麻薬の残量（在庫量）

3 帳簿作成上の注意事項

- ・ 帳簿は品名、単位、容量別に口座を分けて記載してください。
- ・ 帳簿の記載には、ボールペン等の消えないものを使用してください。
- ・ 帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を記載してください。修正液等は使用しないでください。
- ・ 麻薬の受払等をパソコンを用いて処理し、出力された印刷物を帳簿とする場合、出力された印刷物が1カ所に整理され、立入検査等の際に直ちに提示できるようにしてください。

令和2年4月の法改正により、覚醒剤原料についても麻薬と同様に帳簿の備え付け及び記載義務が課されています。

概要（向精神薬）

1 第一種、第二種向精神薬の譲受け等の記録

(1) 第一種、第二種向精神薬を譲り受け、譲り渡し又は廃棄したときは、次の事項を記録しなければなりません。

ア 譲受け、譲渡し又は廃棄した向精神薬の品名及び数量並びにその年月日

イ 譲受け又は譲渡しの相手方の氏名又は名称及び住所

また、第一種、第二種向精神薬に事故が生じた場合には、次の事項を記載してください。

- 事故の種類
- 事故に係る向精神薬の品名及び数量
- 事故の年月日
- 事故届の届出年月日（事故届を提出した場合に限る。）

(2) この記録は、記録の日から2年間当該薬局において保存しなければなりません。

(3) 次の場合は記録の必要はありません。

ア 処方箋を所持する患者等に向精神薬を譲り渡したとき。

イ 患者等から向精神薬の返却を受け、あるいは返却を受けたものを廃棄したとき。

(4) 記録は、法定事項が記載されたものであれば、帳簿、カード、伝票等のいずれでも差し支えありません。なお、納入伝票の保管によって向精神薬の譲受けの記録とする場合は、向精神薬を記載した伝票のみを綴ってください。

(5) 同一法人が開設する薬局、病院・診療所に譲り受け又は譲り渡した場合でも、記録が必要です。

2 第三種向精神薬の譲受け等の記録

第三種向精神薬については、譲受け等に関する記録義務はありません。



8 麻薬小 売業者等届

手引きのページ
麻薬 A-21～

概要

麻薬及び向精神薬取締法第47条、第48条及び第49条の規定に基づき、麻薬取扱者は、前年の10月1日からその年の9月30日までの間に所有等した麻薬の品名及び数量を、標記届により県知事に届け出ることとされています。

標記届の作成及び提出にあたっては、新潟県HPをご確認ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/r8kourigyousyatoutodoke.html>

○提出先及び提出部数

麻薬業務所を所管する保健所へ正本1部、写し1部を提出してください。

なお、新潟市内の麻薬業務所にあつては新潟市保健所保健管理課に提出してください。

○提出期限

令和8年10月15日（木）

- ・ 届作成に当たっては、**9月30日の業務終了時**に管理又は所有する麻薬を確認し（末、散剤、液剤等は必ず秤量すること）、帳簿の在庫数と確実に照合してください。
- ・ 麻薬を所有していない場合もその旨届出が必要です。
- ・ 麻薬小売業者等届提出後に誤りが発覚した場合、すみやかに麻薬小売業者等届訂正願を提出してください。



9 麻薬小 売業者間譲 渡許可

手引きのページ
麻薬 A-9～11

概要

麻薬小売業者間譲渡許可は、疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供される必要性が高まっている中、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できないという問題に対応するため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供されるよう設けられたものである。

令和4年4月1日より、薬局において医療用麻薬が適切かつ円滑に患者に提供されることを目的として、新たに麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、一定の条件の下、90日以上譲渡譲受がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することが可能となった。

なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄すべきという基本的な考え方に変わりはない。

このため、定期的に在庫確認を行うとともに、在庫が不足していることが分かった場合には、麻薬卸売業者から麻薬を購入し、在庫を確保するように努めること。

申請要件

1 次に掲げる場合に限り麻薬を譲り渡そうとする者であること。

ア共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき

イ麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているとき

2 当該免許に係る麻薬業務所の所在地が新潟県内にあること。

3 同一市町村内（新潟市にあっては同一行政区内）に所在する複数の麻薬業務所について麻薬小売業者が共同で申請する場合、原則として、麻薬小売業者の数に制限はないこと。

4 複数の市町村（新潟市にあっては複数の行政区又は他の市町村）をまたいで所在する複数の麻薬業務所について麻薬小売業者が共同で当該申請する場合は、原則として、麻薬業務所の数は10施設までとし、各麻薬業務所間の移動時間は30分以内であること。

○提出書類

新潟県HPをご確認ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/1356853819944.html>

○提出部数及び提出先

正本1部を新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課に提出して下さい。

○注意事項

- 麻薬の譲渡・譲受は、事故防止の観点から双方が立ち会いの下で薬局内にて行う等、適切な場所で行ってください。
- 麻薬の運搬は、管理薬剤師またはその管理の下で業務に従事する方が行ってください。麻薬卸売業者や配送業者等が代わりに運搬を行うことは認められません。
- 麻薬の譲渡・譲受前に破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者が、譲渡・譲受後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者がそれぞれ事故届を提出してください。
- 麻薬小売業者間譲渡許可書は、許可業者が許可を受けた日から5年間保存してください。

ご清聴ありがとうございました。